



# 島根県報

令和3年4月9日（金）

第 198 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

地方税の収納事務の委託の解除	（税 務 課）	2
地方税の収納事務の委託	（ 〃 ）	2
指定代理納付者の指定	（ 〃 ）	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	3
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	4
土地改良区の定款変更の認可	（ 〃 ）	5
県営土地改良事業計画の決定	（ 〃 ）	5
県営土地改良事業計画の変更	（ 〃 ）	6
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	6
指定施業要件の変更予定保安林	（ 〃 ）	7
解除予定保安林	（ 〃 ）	8
補助金等交付規則第3条の規定により島根県商業・サービス業県外展開支援補助金の交付の対象等を定める告示	（中 小 企 業 課）	8
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（ 〃 ）	10
包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局）	12

### 【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出	（森 林 整 備 課）	12
公共測量の終了（3件）	（技 術 管 理 課）	13
都市計画変更の図書の縦覧	（下 水 道 推 進 課）	14

### 【特定調達公告】

県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務に係る随意契約の相手方等	（広 聴 広 報 課）	14
県政新聞特集広報「考える県政」新聞掲載業務に係る随意契約の相手方等	（ 〃 ）	15
無症状者等の宿泊療養施設の賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（営 繕 課）	15
令和3年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施	（道 路 維 持 課）	16
令和3年度路面清掃車の購入に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	18

**告 示****島根県告示第278号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 委託した収納事務

島根県税（自動車税に限る。以下同じ。）

## 2 委託した者の名称等

委託した者の所在地及び名称	委託した事務の内容	委託の解除年月日
愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成30年12月31日
東京都港区六本木一丁目8番7号 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成23年12月31日
神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成30年1月31日
群馬県前橋市亀里町900番地 株式会社セーブオン	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成30年9月30日
愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成28年11月15日

**島根県告示第279号**

地方税自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 委託した収納事務

島根県税（自動車税及び自動車税種別割に限る。以下同じ。）

## 2 委託した者の名称等

委託した者の所在地及び名称	委託した事務の内容	委託の開始年月日
東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	収納金及び収納情報の取りまとめ、県が指定する金融機関への収納金払込み及び県への収納情報の送付	平成20年4月1日
	モバイルレジによる島根県税の収納事務	令和3年4月1日
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブンーイレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	平成20年4月1日

株式会社ファミリーマート	事務	
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	直営店及び加盟店における島根県税の収納 事務	平成20年4月1日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号 ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における島根県税の収納 事務	平成20年4月1日
東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社	直営店及び加盟店における島根県税の収納 事務	平成20年4月1日
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における島根県税の収納 事務	平成20年4月1日
東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	マルチメディアキオスク端末を設置してい る加盟店における島根県税の収納事務	平成26年4月1日
東京都千代田区紀尾井町1番3号 PayPay株式会社	電子マネー（PayPay）による島根県 税の収納事務	令和3年4月1日
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 ビリングシステム株式会社	電子マネー（PayPay）による収納金 及び収納情報の取りまとめ、株式会社エヌ ・ティ・ティ・データへの収納金払込み及 び収納情報の送付	令和3年4月1日
東京都品川区西品川一丁目1番1号 LINE Pay株式会社	電子マネー（LINE Pay）による島 根県税の収納事務	令和3年4月1日

### 島根県告示第280号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

#### 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

(1) 自動車税

(2) 自動車税種別割

（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

#### 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 島根県告示第281号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
三明 淳一郎	循環器内科	社会医療法人昌林会 安来第一病院	安来市安来町899-1	令和3年3月31日

### 島根県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

出雲市斐川土地改良区

#### 1 就任した役員の氏名及び住所

##### 理事

遠藤 泰夫 出雲市斐川町福富305番地  
 星野 勉 出雲市斐川町阿宮122番地  
 曾田 良廣 出雲市斐川町坂田2671番地  
 山根 功一 出雲市斐川町神水1590番地  
 竹内 房雄 出雲市斐川町併川898番地  
 赤木 紀孝 出雲市斐川町名島538番地  
 内田 勝 出雲市斐川町富村1055番地  
 伊藤 太省 出雲市斐川町直江2344番地  
 勝部 赳 出雲市斐川町原鹿905番地  
 新宮 卓 出雲市斐川町莊原3230番地  
 伊藤 裕 出雲市斐川町三絡1041番地  
 糸賀 幸男 出雲市斐川町上庄原1550番地  
 須山 恭治 出雲市斐川町沖洲1580番地  
 錦織 敬史 出雲市斐川町中洲485番地  
 錦織 一男 出雲市斐川町黒目1560番地  
 佐藤 好幸 出雲市斐川町三分市3191番地  
 福間 雄二 出雲市島村町8番地  
 高木 正巳 出雲市斐川町学頭894番地4

##### 監事

伊藤 徳悦 出雲市斐川町坂田957番地  
 鬼村 岩男 出雲市斐川町出西1794番地  
 北村 一夫 出雲市斐川町今在家640番地  
 渡部 明孝 松江市西持田町6番地1

#### 2 就任年月日

令和2年12月4日

#### 3 退任した役員の氏名及び住所

##### 理事

遠藤 泰夫 出雲市斐川町福富305番地  
 勝部 宏文 出雲市斐川町上直江264番地  
 三宅 律夫 出雲市斐川町中洲1140番地  
 山根 功一 出雲市斐川町神氷1590番地  
 遠藤 善夫 出雲市斐川町併川193番地  
 星野 勉 出雲市斐川町阿宮122番地  
 赤木 紀孝 出雲市斐川町名島538番地  
 川島 幸男 出雲市斐川町直江4600番地  
 勝部 赳 出雲市斐川町原鹿905番地  
 渡部 誠 出雲市斐川町学頭1600番地 1  
 伊藤 裕 出雲市斐川町三絡1041番地  
 糸賀 幸男 出雲市斐川町上庄原1550番地  
 須山 恭治 出雲市斐川町沖洲1580番地  
 錦織 一男 出雲市斐川町黒目1560番地  
 佐藤 好幸 出雲市斐川町三分市3191番地  
 曾田 良廣 出雲市斐川町坂田2671番地  
 曾田 良明 出雲市島村町591番地  
 錦織 稔 出雲市斐川町福富611番地

監事

新宮 卓 出雲市斐川町莊原3230番地  
 上野 義雄 出雲市斐川町直江610番地  
 伊藤 徳悦 出雲市斐川町坂田957番地

#### 島根県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鹿足郡吉賀町土地改良区の定款変更を令和3年3月31日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大野地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

**島根県告示第285号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
菅谷地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

**島根県告示第286号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市木次町平田7、1777、1785-1、1787、1787-1、1813-1、1813-2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

木次町平田1777・1813-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第287号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町下口羽3488-1から3488-3まで、3490-1、3492-2

## 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第288号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐にかかる伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

川本町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

### 島根県告示第289号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市熱田町1935-5

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

---

### 島根県告示第290号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県商業・サービス業県外展開支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金等の名称

島根県商業・サービス業県外展開支援補助金

2 交付の目的

この補助金は、商業・サービス業の事業者が行う県外の大消費地等新たな市場の開拓を目指す挑戦的な取組に係る経費の一部を補助することにより、県内事業所の雇用の維持・拡大又は付加価値の向上を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

3 交付対象者

県内に主たる事業所を有する者であって、次の共通要件の全て及び個別要件を満たす商業・サービス業の事業を営むものとする。

(1) 共通要件

ア 県内で1年以上支援対象業種を営んでいること。

- イ 県内で5人以上の雇用があること。
- ウ 島根県税の滞納がないこと。
- エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）ではないこと。
- オ 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していないこと。
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に批判すべき関係を有していないこと。
- ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- コ 日本標準産業分類大分類における農業、林業及び漁業を行う事業者でないこと。
- サ 競輪、競馬等の競走場又は競技団を営む事業者でないこと。
- シ 芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）を行う事業者でないこと。
- ス 娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場若しくは場外車券売場を営み、又は競輪、競馬等予想業を行う事業者でないこと。
- セ 宗教、政治、経済又は文化団体を運営する事業者でないこと。
- ソ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。
- タ 事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。

## (2) 個別要件

事前調査事業を実施しようとする事業者は、新たに県外での事業展開を行う中小企業者であり、みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に基づく中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に基づく投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。

## 4 事業区分、補助対象経費、補助率等及び補助の限度額

事業区分	補助対象経費	補助率等	補助の上限額 (補助の下限額)
(1) 事前調査事業	【市場調査、物件情報調査及び店舗出店計画の策定に係る経費】 資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、消耗品費、展示会出展経費、雑役務費、旅費、謝金及び外注委託費	2分の1以内	500千円 (100千円)
(2) システム構築事業	【県内本社と県外店舗等を結ぶ各種運営・管理システムの整備及び強化に係る経費】 人事、経理、商品管理、在庫管理等のシステム構築又は	2分の1以内（ただし、大企業	3,000千円 (100千円)

	改修費及びシステム関連機器の購入費又はリース費	は4分の1以内)	
(3) 市場開拓モデル事業	【県外での新市場の獲得を図る新規性のあるモデル的な取組の実施に係る経費】 備品購入費、広報費、産業財産権取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、消耗品費、展示会出展経費、雑役務費、旅費、謝金及び外注委託費	2分の1以内（ただし、大企業は4分の1以内)	3,000千円 (100千円)

注 事業の併用は可とする。ただし、(2)及び(3)の事業の1事業者あたりの補助の上限額は、5,000千円とする。

島根県告示第291号

令和3年島根県告示第92号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸山達也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マックスバリュ出雲稲岡店 島根県出雲市稲岡町37外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	(1) 車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	(1) 店舗立地予定地周辺では、店舗側に歩道は設置されていないが、歩行者・自転車の通行が見込まれる。よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要がある。また、駐車場から道路に進出する車両等に対し、標示等により進出前に停止を促す措置を十分に講じる必要がある。
	(2) 開発区域周辺道において交通渋滞が発生しないよう公安委員会、各道路管理者等と協議のうえ対策を講じること。	(2) 開発区域周辺道路は、通行車両が多いことが予想されるため、混乱・事故が生じないように対策を講じておく必要がある。
	(3) 店舗西側からの出入りについては、出入口付近に誘導看板等を設置のうえ、交通事故防止、混乱防止等の措置を講じること。	(3) 右折（対向車通過）待ちの車両等による慢性的な交通渋滞や追突等の交通事故が発生しないよう、かつ、来客車両が計画されている進入・進出経路を通行するよう適切な案内看板・標示等の設置が必要である。
	(4) 周辺道路の交通量の増加及び店舗駐車場北側の出入口が歩道に面していることなどから、児童生徒の登下校時の安全確保のために、注意喚起の表示設置や警備員の配置等が必要である。	(4) 川跡幼稚園、北陽小学校及び第三中学校の児童生徒の登下校時の安全確保及び学校教育活動に影響があると考えられるため。
	(5) 店舗開店直後などの繁盛期には、適宜、交通整理員を配置するほか、臨時駐車場を確保するなど、十分な	(5) 平素より多くの来客が見込まれる際は、車両を停滞させることなく、円滑に進行させるため、適宜、

<p>渋滞対策を講じること。</p> <p>(6) 開店後も、実際の渋滞状況や交通安全諸問題の発生に応じて、必要な措置を継続して講じること。</p> <p>(7) 駐車場内の見通しを確保し、監視性を高めること。警備員による定期的な巡回を行い、少年の溜まり場にならないよう注意すること。</p>	<p>交通整理員の配置が必要となる。また、既設の駐車スペースだけでは足りず、交通渋滞を招くおそれもあるため、臨機に必要な十分な駐車スペースを適切な位置に確保し、渋滞緩和の措置を講じる必要がある（臨時駐車場と店舗を結ぶ動線について、「道路幅員が狭い」・「歩道等により歩行者と車が分離されていない」等の事情がある場合は、必要に応じて、誘導員の配置や誘導看板の設置等を検討し、混乱や接触事故の発生を防止すること。）。</p> <p>(6) 開店後、交通渋滞や交通安全等諸問題が発生した場合は、周辺地域の生活環境の保持のため、関係機関・団体等との連携を図るなど、迅速かつ適正な対処が必要である。</p> <p>(7) 少年の蝟集場所にならないよう、警備員等による定期的な巡回が必要である。</p>
<p>(1) 早朝の荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策にあわせ徹底した騒音（防音）対策を行うこと。また、搬入車両について近隣住民の安眠を妨害することがないように検討し実施すること。</p> <p>長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。早朝及び夜間における近隣住民の安眠を妨害することがないように防音対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。</p> <p>敷地内に照明等設置する時は周辺の住宅に影響を与えないよう十分配慮すること。</p> <p>店舗に設置される排気施設について、排出される臭気が近隣住民の生活に支障を生じさせないように配置や構造に配慮すること。</p> <p>2 (2) 店舗南東方向に室外機を設置するとのことであるが、室外機の設置位置を変更してほしい。変更不可であれば、川跡幼稚園に対する何らかの対策をとってほしい。</p> <p>(3) 1.7メートルの防音壁を設置されるにあたり、風通しが悪くなることが想定される。川跡幼稚園に対する何らかの対策をとってほしい。（遊戯室にエアコン設置を要望）</p> <p>(4) 騒音及び粉塵飛散等による体育や音楽等の授業への影響及び児童生徒の健康被害に対する配慮が必要である。</p>	<p>(1) 周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p> <p>(2) 店舗南東方向に室外機を設置するとのことであるが、川跡幼稚園遊戯室に隣接している。換気の面においても、また熱中症対策においても遊戯室の窓を開けることは必須である。しかし、窓を開けると熱風がくるのではないかと想定される。</p> <p>(3) 防音壁があることで、風通しが悪くなることが考えられる。熱中症対策、感染症対策について何らかの措置を講じていただきたい。</p> <p>(4) 川跡幼稚園、北陽小学校及び第三中学校の児童生徒の登下校時の安全確保及び学校教育活動に影響があると考えられるため。</p>

<p>(5) 周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を十分に行うこと。</p> <p>周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。</p>	<p>(5) 周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。</p>
<p>3</p> <p>(1) 店舗改装工事に伴う工事車両の出入りの際に、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。</p> <p>道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。</p> <p>なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の状況等確認の立ち会いを行うこと。</p> <p>(2) 道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。</p>	<p>(1) 道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。</p> <p>(2) 道路法第32条（道路の占用の許可）による。</p>

## 3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70番地）

## 4 縦覧期間

告示の日から1月間

## 島根県告示第292号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により令和3年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第6項の規定により告示する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸山達也

## 1 包括外部監査契約の期間の始期

令和3年4月1日

## 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、15,829千円を上限とする。

## 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

中川 修一 松江市内中原町119番地ステージア内中原802

## 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

## 公

## 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸山達也

## 1 氏名又は名称の変更

登録番号	生産事業者の氏名又は名称		生産事業者の住所	変更年月日
	変 更 前	変 更 後		
143	しまね東部森林組合 代表理事組合長 澤田 直明	しまね東部森林組合 代表理事組合長 伊藤 耕治	安来市広瀬町広瀬 1812番地	令和3年3月2日
1101	石央森林組合 代表理事組合長 小川 泰昭	石央森林組合 代表理事組合長 西田 清久	浜田市金城町下来原 1561番地7	令和3年3月22日

## 2 氏名又は名称及び住所の変更

登録番号	生産事業者の氏名又は名称		生産事業者の住所		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
1	大和森林株式会社 代表取締役 椎名 宜三	大和森林株式会社 代表取締役 井上 政吾	益田市あけぼの本町 9-13 大和森林株式会社 益田営業所	益田市あけぼの本町 10番7 大和森林株式会社 益田営業所	令和3年3月2日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月26日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸山達也

## 1 作業種類

公共測量（MMSによるデータ計測）

## 2 作業期間

令和2年7月2日から令和3年3月26日まで

## 3 作業地域

松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月15日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸山達也

## 1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

## 2 作業期間

令和2年11月5日から令和3年3月15日まで

## 3 作業地域

松江市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月15日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間  
令和2年11月25日から令和3年3月15日まで
- 3 作業地域  
益田市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類  
西郷都市計画下水道
- 2 縦覧場所  
島根県土木部下水道推進課

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 役務の名称及び数量  
県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 松尾 倫男 島根県松江市殿町383番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
51,788,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により、公告する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 役務の名称及び数量

県政新聞特集広報「考える県政」新聞掲載業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年3月29日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 松尾 倫男 島根県松江市殿町383番地

5 随意契約に係る契約金額

39,827,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

無症状者等の宿泊療養施設の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部営繕課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和3年3月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

5 落札金額

428,319,500円（申請手数料、公租公課予定額、消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和3年1月29日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸山達也

1 入札に付する事項

(1) 件名、数量及び配車先

ア 除雪グレーダ（3.1m級）1台 雲南県土整備事務所

イ 除雪ドーザ（18t級、マルチプラウ付）1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所

ウ 除雪ドーザ（11t級、SAプラウ付）1台 県央県土整備事務所

エ 凍結防止剤散布車（乾式2.5m<sup>3</sup>級）1台 浜田県土整備事務所

オ 凍結防止剤散布車（乾式2.5m<sup>3</sup>級）1台 益田県土整備事務所

アからオまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年12月24日（金）

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書

面により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

#### 4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年5月13日（木）午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和3年5月20日（木）午前9時から同月21日（金）午後4時まで

- (2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和3年5月21日（金）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月24日（月）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

#### 6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和3年5月13日（木）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

- (1) 交付期間

本公告の日から令和3年5月13日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

#### 7 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

令和3年5月21日（金）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（土木部道路維持課道路管理グループ）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Motor grader with snowplow 3.1m class : 1
- b Tractor with snowplow 18ton class : 1
- c Tractor with snowplow 11ton class : 1
- d Antifreeze spraying vehicle 2.5m<sup>3</sup> class : 1
- e Antifreeze spraying vehicle 2.5m<sup>3</sup> class : 1

(2) Bid tendering date and time : From 9 : 00 a.m. May 20, 2021 to 4 : 00 p.m. May 21, 2021

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6046

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸山達也

## 1 入札に付する事項

(1) 件名、数量及び配車先

ア 路面清掃車（8t級、ブラシ式）1台 松江県土整備事務所

イ 路面清掃車（8 t級、ブラシ式）1台 浜田県土整備事務所

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月24日（木）

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和3年5月13日（木）午後4時まで、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

## (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和3年5月20日（木）午前9時から同月21日（金）午後4時まで

## (2) 書面による入札の日時及び場所等

## ア 日時

令和3年5月21日（金）午後4時

## イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

## (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和3年5月24日（月）午前10時

## イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

## 6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和3年5月13日（木）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

## (1) 交付期間

本公告の日から令和3年5月13日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

## 7 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 郵便入札

令和3年5月21日（金）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

## (6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（土木部道路維持課道路管理グループ）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

a Brush type Road sweeper in the 8 ton class : 1

b Brush type Road sweeper in the 8 ton class : 1

(2) Bid tendering date and time : From 9 : 00 a.m. May 20, 2021 to 4 : 00 p.m. May 21, 2021

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6046